

第5回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班  
議事次第

日時：平成22年5月11日（火）  
15：00～17：00

場所：経済産業省別館1111会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 臓器提供意思表示カード等の様式変更について
- (2) 臓器提供意思表示カード一体型リーフレット（案）について
- (3) 今後の普及啓発方策について
- (4) その他

3. 閉 会

〈配布資料〉

資料1 「臓器提供意思表示カードの様式見直し（案）」の意見募集  
について」に対して寄せられた御意見等について（第34回  
臓器移植委員会（4月28日開催）提出資料）

資料2 臓器提供意思表示カード一体型リーフレット（案）

資料3 今後の普及啓発方策について（たたき台）

参考資料1 臓器の移植に関する法律（現行法）と改正法 比較表

参考資料2 主な普及啓発資材（第1回作業班 日本臓器移植ネット  
ワーク提出資料から抜粋）

参考資料3 臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドラ  
イン）の一部改正（案）について（概要）  
（パブリックコメント段階の案）

参考資料4 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
（案）について（概要）  
（パブリックコメント段階の案）

「臓器提供意思表示カードの様式見直し（案）」の意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

「臓器提供意思表示カード」の様式見直しについては、第31回臓器移植委員会（平成22年3月8日）において検討した後、平成22年3月23日から平成22年4月21日まで意見募集を行ったところ、寄せられた御意見・御提案は計19件であった。

※ なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見等は、適宜整理集約している。

NO	主な御意見	厚生労働省の考え方
1	意思表示カードを所持しないことは、基本的には提供意思がないことを意味すると考えられ、カードに「提供しない」という項目は不要ではないか。	改正法の下では、本人の臓器提供に関する意思が不明であった場合、家族の書面による承諾により、臓器提供が可能となることから、「提供する意思」又は「提供しない意思」のいずれであっても、臓器提供に関する意思が明らかな場合にはその旨を表示していただくことが重要であると考えております。
2	今後、提供できる臓器が増えた場合を考えれば、提供する臓器を特定するような欄は不要ではないか。	特定の臓器を提供したくないという意思を持つ方もいると考えられることから、提供したくない臓器を選択する欄を設けることとしています。
3	提供したくない臓器があれば×をつける記載について、心臓停止後には心臓・肝臓・肺などの移植は不可能であり心臓停止後にも提供が可能であるような誤解を生じるのではないか。	脳死後に提供できる臓器と心臓が停止した後に提供できる臓器については、意思表示カードと併せて配布することとしているリーフレットに記載する予定です。
4	家族署名は必須でないため、現行の意思表示カードのように、その旨但書きを入れてはどうか。	カード内に記入できる内容については限りがあることから、説明が必要な事項については、意思表示カードと併せて配布することとしているリーフレットに記載する予定であり、御指摘の事項の記載についても検討させていただきます。
5	旧法の下では、脳死下で臓器を提供する意思がある人がその意思を表示するためのカードであったが、新法の下では、脳死下で臓器を	「提供する意思」又は「提供しない意思」のいずれであっても、臓器提供に関する意思が明らかな場合にはその旨を表示していた

	<p>提供する意思のない人こそがこのカードでその意思を表示する必要がある。したがって、選択肢で示す内容の順を改めるべきではないか。</p>	<p>だくことが重要であると考えており、選択肢の順は変更しないこととしました。</p>
6	<p>「臓器提供承諾意思表示カード」と「臓器提供拒否カード」の二種類を、枚数、設置場所、設置方法など平等な形を採用して発行すべきではないか。</p>	<p>運転免許証や医療保険の被保険者証に意思表示欄が設けられる予定となっていることから、臓器を「提供する意思」、「提供しない意思」のいずれの意思も表示できる統一された様式が望ましいと考えております。</p>
7	<p>列記されている臓器に×ではなく、○がついていた場合、提供したくない臓器として印をつけたのか、提供したい臓器として印をつけたのか判断が困難ではないか。また、提供したくない臓器に×をつけるのではなく、提供したい臓器に○を付ける方式とすべきではないか。</p>	<p>現行の意思表示カードでは提供したい臓器に○を、提供したくない臓器に×をつけて頂いておりましたが、煩雑となるため、新しい意思表示カードでは、提供したくない臓器に×をつけていただくこととしました。</p> <p>誤記載が生じないように、記載方法の周知に努めてまいります。</p>
8	<p>意思表示カードだけでは特記事項に何を書くのか分からないことから、併せて配布されるリーフレットの内容を明らかにする必要があるのではないか。</p> <p>また、リーフレットには、臓器を提供するに場合、提供前はいつまで遺族と一緒にいられるのか、いつ遺族の元に体が帰されるのか、といったことについて詳しく書いてはどうか。</p>	<p>意思表示カード内に記入できる内容については限りがあることから、説明が必要な事項は、意思表示カードと併せて配布することとしているリーフレットに記載する予定です。</p> <p>リーフレットの内容は意思表示カードの様式を踏まえて検討することとしており、御指摘の事項の記載についても検討させていただきます。</p>
9	<p>親族に優先的に臓器を提供する意思を表示する選択肢を設けるべきではないか。</p>	<p>親族に優先的に臓器を提供する意思については、その制度の内容に複雑な点もあるため、意思表示カードと併せて配布することとしているリーフレットの内容をよく読んで頂いてから、能動的に記入して頂くことが適当であると考え、選択肢を設けないこととしました。</p>

10	<p>親族に対してだけは、臓器を提供する意思があることを示せるようしてはどうか。</p>	<p>臓器の移植に関する法律の規定上、親族優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示に併せて行うことができるとされているため、臓器の提供先を親族に限定することはできないこととされており。</p>
11	<p>改正法の下でも、優先提供の意思を記載できるようにするなど、若干の手直しをすれば現行の意思表示カードの様式で十分である。新旧2種類のカードが流通することで混乱が生じるのではないか。</p>	<p>改正法の施行後は、新しい意思表示カードだけを配布することになりますが、現行の意思表示カードが引き続き配布されることのないよう努めてまいります。</p>
12	<p>このカードを持っていない人はどのような取扱を受けるのか示していただきたい。</p>	<p>改正法の下では、本人の臓器提供に関する意思が不明であった場合、家族の書面による承諾により、臓器提供が可能となります。このため、「提供する意思」又は「提供しない意思」のいずれであっても、臓器提供に関する意思が明らかな場合にはその旨を表示していただくことが重要であると考えておりますが、臓器提供に関する意思は意思表示カード以外にも、運転免許証や医療保険の被保険者証に意思表示シールを貼ることにより表示することが可能であり、また、インターネットでも臓器提供に関する意思表示を登録することができます。(http://www2.jotnw.or.jp)</p>

## 臓器提供意思表示カードの様式見直し(案)

### 【様式見直しのポイント】

- ① 改正法の趣旨を踏まえ、「臓器提供の意思表示を行う欄」を見直し、1から3のいずれかに○をつける形とする。
- ② 「提供臓器の意思表示を行う欄」について、「提供したくない臓器に×」をつける形とする。  
(分かりやすさの観点から、提供したくない臓器の欄を別途設け、提供意思に関する欄と分ける)
- ③ 「特記欄」を設け、親族優先提供の意思や組織(皮膚、心臓弁、血管、骨など)提供の意思を自筆で記入できるようにする。(パンフレットに、脳死後に提供可能な臓器・心停止後に提供可能な臓器を明記する)
- ④ 臓器移植に関する情報に容易にアクセスできるようにするため、カードをパンフレットとあわせて配布することとするとともに、カード本体には問い合わせ先を記載する。

### 現行意思表示カード

《該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

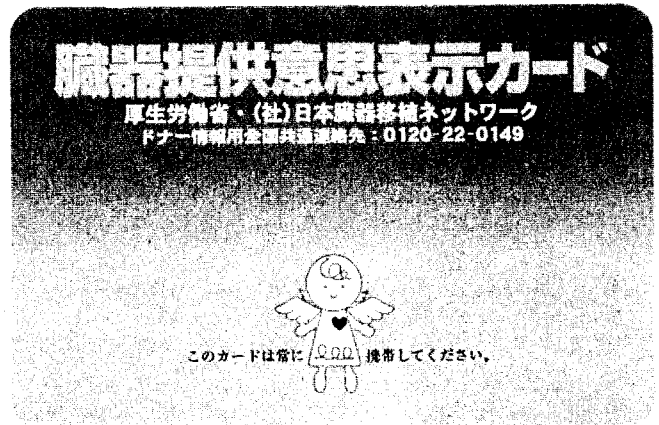
1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)  
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他( )
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)  
腎臓・膵臓・眼球・その他( )
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名(自筆) : \_\_\_\_\_

家族署名(自筆) : \_\_\_\_\_

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)



### 新カード(案)

《1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

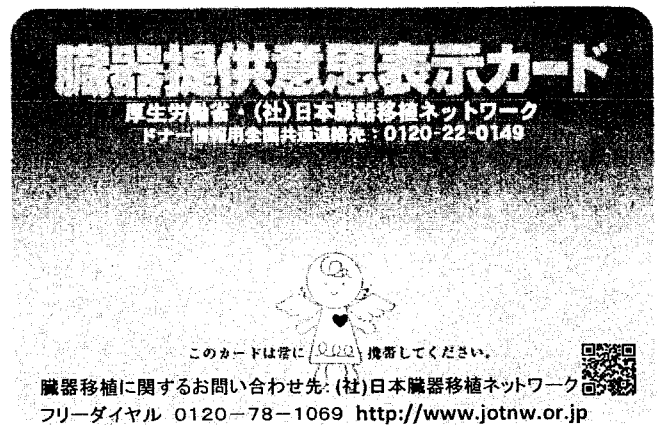
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄: \_\_\_\_\_】

署名年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本人署名(自筆) : \_\_\_\_\_

家族署名(自筆) : \_\_\_\_\_



## 臓器移植について

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。健康な家族からの肝臓・腎臓などの部分提供による生体移植と亡くなられた方からの臓器提供による移植があります。

移植に用いられる臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓、小腸及び眼球（角膜）です。

日本で臓器の移植希望登録をしている人はおよそ1万3千人います。しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなっています。

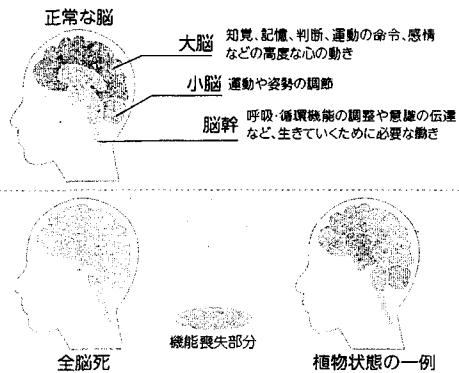
日本で事故や病気で亡くなる方は毎年およそ110万人です。その1%弱の方が脳死になって亡くなると推定されています。

自分が脳死となって最期を迎えたととき、誰かの命を救うことができます。

わたしたちひとりひとりが、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切です。

## 脳死ってどんな状態ですか？

脳死とは、脳全体の動きが無くなり、人工呼吸器などの助けがなければ心臓が停止してしまう状態です。脳死になると、どんな治療をしても回復することはない、心停止に至ります（心停止までに、長期間を要する例も報告されています）。脳幹の機能が残っていて自分で呼吸できることが多く、回復の可能性がある植物状態とは全く別のものです。臓器移植法に基づく脳死判定は、脳死後に臓器提供を行う場合に実施します。



## 臓器移植に関するQ&amp;A

Q 臓器は誰でも提供できますか？ 年齢の上限はありますか？

A 意思を表示することには、年齢の上限はありません。高齢の方でも病気で薬を飲んでいる場合でもなたでも記入していただけます。ただし、がんや全身性の感染症で亡くなられた場合に臓器提供できない場合があります。実際の臓器提供時に医学的検査をして判断します。これまで0～70歳代の方からの臓器提供が行われています。

Q 提供後のからだはどうなりますか？

A 入院している病院で、数時間（3～5時間）の摘出手術をした後にご家族の元に戻ります。臓器を摘出するための傷ができますが、きれいに縫い合わせて、清潔なガーゼで覆い、外から見ても傷がわからないようにします。また眼球提供の際は、義眼を入れますので顔はほとんど変わりません。

Q 提供する時に費用の負担や謝礼はありますか？

A あくまでも善意に基づく無償の提供ですので、臓器提供者の方には提供に関する費用は一切かかりません。また、葬儀の費用や謝礼が支払われることもありません。

Q 現在意思表示カードを所持していますか？

A 平成22年7月17日より新しい制度に変わり、意思表示カードの内容も変わりました。今お持ちのカードも有効ですが、この機会になるべく書き直して、家族にも自分の意思を伝えておきましょう。

Q インターネットでの意思表示（登録）も必要ですか？

A 本人の意思をより確実に確認するためにも特に親族優先提供を希望する方、臓器を提供しない意思の方は、インターネットでの登録をおすすめします。意思を登録すると、ID入り登録カードが郵送されます。変更や削除は、いつでも可能です。

その他のQ&Aについては、ホームページでご覧になれます。

臓器移植 検索 あなたの意思を登録しましょう。

ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>

モバイルサイト <http://www.jotnw.or.jp/m>



■臓器移植に関するご質問お問合わせは  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階

(社)日本臓器移植ネットワーク ☎0120-78-1069

(携帯電話からは) TEL: 03-3502-2071 FAX: 03-3502-2072

このカードの裏面に意思を記入してください。

## 臓器提供意思表示カード

厚生労働省(社)日本臓器移植ネットワーク



ドナー情報用全国共通連絡先 0120-22-0149

臓器移植に関するお問い合わせ先：(社)日本臓器移植ネットワーク  
フリーダイヤル 0120-78-1069 <http://www.jotnw.or.jp>

平成22年7月から、意思表示カードの内容が変わりました！  
～臓器提供の意思表示にご協力下さい～

あなたの意思で  
救える命があります。

INDEX

臓器移植について

脳死ってどんな状態ですか？

意思表示カードの記入方法

臓器提供について

臓器提供の流れ

Q&A

インターネットでも臓器提供の意思表示ができます。

厚生労働省

(社)日本臓器移植ネットワーク


ここからはがしてください。

〈 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。〉

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

〈1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください〉  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄：〕

署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日 

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_

家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_



親族への優先提供をお考えの方は、  
以下をお読み下さい。

親族優先提供の意思表示については、  
(社)日本臓器移植ネットワークの  
ホームページからの意思登録をおすすめします。

### 親族への優先提供が行われる場合

以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、  
親族への優先提供の意思を書面により表示している。

臓器提供の際、親族(配偶者<sup>※1</sup>、子ども<sup>※2</sup>、父母<sup>※3</sup>)が  
移植希望登録をしている。

医学的な条件(適合条件)を満たしている。

- ※1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。
- ※2 奥の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

### 親族優先提供についての留意事項

医学的な条件などにより移植の  
対象となる親族がいない場合  
は、親族以外の方への移植  
が行われます。

優先提供する親族の方を指定  
(名前を記載)した場合は、その  
方を含めた親族全体への優先  
提供意思として取り扱います。

「〇〇さんだけにしか提供した  
くない」という提供先を限定す  
る意思表示があった場合には、  
親族の方も含め、臓器提供が  
行われません。

親族提供を目的とした自殺を防  
ぐため、自殺した方からの親族  
への優先提供は行われません。

## 臓器提供意思表示カードの記入方法

〈 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。〉


STEP ①

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

STEP ②

〈1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください〉  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

STEP ③

特記欄：  
署名年月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日 

STEP ④

本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_  
家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_

### STEP

#### ① 意思の選択

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。

- a) 脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思われる方は、1に○をしてください。
- b) 脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後は臓器を提供してもいいと思われる方は、2に○をしてください。(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)
- c) 臓器を提供したくないと思われる方は、3に○をしてください。[STEP②へ]

### STEP

#### ② 提供したくない臓器の選択

1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器にXをつけてください。

なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球  
心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

### STEP

#### ③ 特記欄への記載について

- a) 組織の提供について  
1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
- b) 親族優先の意思について  
親族優先提供の意思を表示したい方は、左ページをお読みいただいた上で、「親族優先」と記入できます。

### STEP

#### ④ 署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。  
可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている  
家族が、そのことの確認のために署名してください。

## 臓器提供の流れ

### 1 本人の意思表示や家族の申し出

ご本人の臓器提供を希望する意思表示があるか、ご本人の意思が不明な場合に、ご家族から「臓器提供について説明を聞きたい」との申し出があれば、主治医からの連絡を受けて移植コーディネーターが病院を訪問し、臓器提供に関する説明をします。

### 2 家族の意思決定

説明を聞きたくないと思われた時は、いつでも断ることができます。移植コーディネーターから説明を受けた後、十分に話し合いをして臓器を提供するかどうかをご家族の総意として決めます。

### 3 脳死判定(脳死後の提供時のみ)

臓器提供が決まれば、脳死判定が行われます。脳死判定は法に基づいた厳格な方法です。2回目の脳死判定が終了した時刻が死亡時刻となります。家族が希望すれば脳死判定に立ち会うこともできます。

### 4 移植を受ける患者の選択

移植を希望する人は(社)日本臓器移植ネットワークに登録されています。  
提供される臓器が最も適した患者(レシピエント)に移植されるように医学的な基準に従って公平に選ばれます。

### 5 臓器の摘出と搬送

レシピエントが選ばれると、提供する臓器の摘出手術が行われます。  
摘出された臓器は、移植手術を行う施設に迅速に運ばれて移植を待つ患者さんに移植されます。



ひとりの提供が数人の命につながります。

## 今後の普及啓発方策について（たたき台）

### 1 目的（テーマ）及び実施時期

- ・今後の普及啓発については、家族の同意による臓器提供等「新しい制度の普及」とより一般的な臓器移植に関する「普及啓発の充実」の側面がある。
- ・時期的には、前者の「新しい制度の普及」については、改正法施行前の6～7月を中心に、後者の「普及啓発の充実」については、より長期的継続的に取り組む必要がある。
- ・本年10月の「臓器移植普及推進月間」については、主として「普及啓発の充実」がメインとなるが、改正法施行初年度でもあり「新しい制度の普及」についても念頭に置いて取り組む。

### 2 対象者別の周知方策

#### ① 医療従事者

##### 【新しい制度の普及にウェイトを置いたアプローチ】

- ・提供施設を対象とした説明会を開催（7月に3カ所で予定）することにより、新たな制度の詳しい内容について、直接周知を図る。
- ・また、現場の医師に周知を図るため、HPを通じた周知など関係学会に協力を要請する。
- ・施行後においても、説明会等を通じて寄せられた質問についてQ & Aを作成するなど、必要な情報を随時提供する。

#### ② 15歳未満の小児とその保護者及び教育関係者

##### 【長期的継続的な啓発普及に重きを置いたアプローチ】

- ・インターネット（キッズページ）を活用した周知を行う。
- ・また、学校現場で配布するためのパンフレットを作成・配布する。
- ・これらを教育現場や家庭で活用していただくためにどのような工夫が考えられるか。

#### ③ 一般の方

##### 【長期的継続的な啓発普及に重きを置いたアプローチ】

- ・インターネット、紙媒体（広報誌、ポスター等）などを用いて、臓器移植に関する知識、改正内容等についての一般的な情報を周知する。
- ・また、移植に関する情報をまとめたリーフレット（臓器提供意思表示カード一体型のもの）を用意することにより、はじめて目にする方に加え、他の媒体を通じて臓器移植に関心を持たれた方への情報提供にも活用する。
- ・更に臓器移植に関する関心の程度に応じて効果的な情報提供を行う（参考資料2）。



④ 行政機関

【新しい制度の普及にウェイトを置いたアプローチ】

- ・各都道府県等の担当者及び都道府県コーディネーターを対象とした説明会を開催（7月予定）し、新たな制度の詳しい内容について、直接周知を図るとともに、地域の医療施設等への周知について協力を要請する。
- ・施行後においても、Q&Aを作成するなど、必要な情報を随時提供する。

⑤ 保険者等

- ・運転免許証（都道府県公安委員会が発行）、健康保険証（各保険者が発行）に意思表示欄が設けられることを踏まえ、リーフレットの配布について協力を要請する。

# 今後の普及啓発スケジュール(案)

目的	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降	
新しい制度の普及	<b>テーマ</b> ・新しい制度を施設など関係者に対し適切に周知していく  <b>重点事項</b> ・小児の脳死判定基準の周知 ・虐待を受けた児童の取扱い 等		省令・ガイドラインの改正 周知	<b>活用する媒体</b> ・厚生労働省ホームページ ・(社)日本臓器移植ネットワークホームページ ・関係学会のホームページ(予定) ・医療機関等への通知発出 ・説明会(医療機関、行政機関対象(7月))			
			7月17日 施行				
普及啓発の充実	<b>テーマ</b> ・新しい制度の対象者を含め、広く臓器移植に関する理解を深めていただく  <b>重点事項</b> ・新しい臓器提供意思表示方法の普及 ・世論調査結果に基づく情報の提供 ・小児やその保護者に対する普及啓発 ・教育関係者に対する普及啓発 等		<b>普及啓発</b>				
			臓器提供意思表示カード一体型リーフレット、臓器提供意思表示シール一体型リーフレット、 運転免許証用・健康保険証用リーフレットの配布開始  臓器提供意思登録サイトによる意思登録推進のための普及啓発				<b>臓器移植普及推進月間</b> (別紙)
			<b>活用する媒体</b> ・厚生労働省ホームページ ・厚生労働省動画チャンネル(You Tube) ・定期刊行物:厚生労働 ・(社)日本臓器移植ネットワークホームページ ・ジャクラビジョン(自動車教習所設置) ・既存ポスター用タックシール等 ・政府広報など(検討中)				

## 「臓器移植普及推進月間」について

「臓器移植普及推進月間」は、平成10年より、臓器移植の現状を訴えるとともに、臓器移植に対する理解と協力を得るため、厚生労働省が中心となり、関係機関と連携して実施しているもの。

今年度については、法改正も踏まえた普及啓発を行う機会として活用するため、その内容については、法改正の施行（7月）の周知内容と併せて検討する必要がある。

現在検討中の活動内容は、以下のとおり。

### ①各種イベントの開催を通じた啓発活動

- ・臓器移植普及国民大会（厚生労働省主催。平成22年度は熊本県で開催予定）
- ・都道府県主催の各種イベント（講演会、シンポジウム、移植コーディネータの講義など）
- ・グリーンリボン・ランニング・フェスティバル
- ・全国移植者スポーツ大会
- ・ドナーファミリーの集い・ランフォービジョン

### ②臓器移植普及推進月間にあわせた様々な広報活動などの取り組み

（厚生労働省）厚生労働省ホームページでの広報、  
厚生労働省動画チャンネル（You Tube）、  
報道発表、政府公報による告知、  
定期刊行物（厚生労働）への掲載（記事、インタビューなど）

（社・日本臓器移植ネットワーク）

改訂版小冊子・解説書の作成及び配布、  
自動車教習所でのジャクラビジョンでのCM放映、  
グリーンリボンキャンペーンの実施、

（各都道府県）街頭キャンペーン（リーフレット、ドナーカード、ティッシュ、  
クリアファイル等配布）、  
広報（ラジオ、パネル展、広報誌、テレビ、ポスターなど）、

## 平成21年度臓器移植普及推進月間実施要綱

### 1 趣 旨

臓器移植は、臓器の機能が低下し、移植でしか治らない人に、臓器を移植し、健康を回復しようとする医療で、臓器提供者はもとより、広く社会の理解と支援があって成り立つ医療である。

「臓器の移植に関する法律」は、このような移植医療の適正な実施に資することを目的として、平成9年10月に施行され、本年10月で施行後12年が経過することとなり、この間、脳死下及び心臓が停止した死後における臓器移植が逐次行われてきており、実績を積み重ねてきているところである。

しかしながら、今後、臓器移植の一層の定着・推進を図るためには、より多くの方々に臓器提供に関する意思表示をしていただくこと等が不可欠であり、このため、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く国民に対して、臓器移植の現状を訴えるとともに、臓器移植に対する理解と協力のための普及啓発を行うものとする。

### 2 主 催

厚生労働省、各都道府県、（社）日本医師会、（社）日本臓器移植ネットワーク、（財）日本腎臓財団、（社）日本透析医会

### 3 後 援

文部科学省、日本放送協会、（社）日本民間放送連盟、（社）日本新聞協会、（社）公共広告機構、（財）健康・体力づくり事業財団、（社）日本看護協会、（社）全国腎臓病協議会、（社）日本腎臓学会、（社）日本透析医学会、日本移植学会、（財）日本アイバンク協会、NPO法人日本移植者協議会

### 4 実施期間

平成21年10月1日（木）から同月31日（土）まで

## 5 重点目標

- (1) 臓器不全の根治療法である臓器移植について、国民の理解を深めるとともに、できるだけ多くの人々が、臓器提供意思表示カード及び臓器提供意思表示シール等を所持し、臓器提供に関する意思表示がなされるよう協力を呼びかける。
- (2) 国民への啓発とあわせて、各地域においては、関係機関の協力により臓器移植体制の整備・強化を図る。
- (3) 健全な日常生活を営むために臓器不全予防の重要性を国民に認識してもらう。

## 6 推進月間の標語

「いのちへの優しさとおもいやり」

上記の他、関係団体において適宜定めるものとする。

## 7 実施行事等

### (1) 臓器移植普及推進月間の周知

臓器移植普及推進月間を国民一般に周知させるため、ポスター、パンフレット等を作成し、関係団体などに配布する。

### (2) 大会の開催等

ア. 臓器移植を推進するための全国民に向けた大会を開催する。

臓器移植推進国民大会（平成21年10月24日（土）千葉県）

イ. 各地域において、月間の趣旨に沿った集会、講演会などを実施する。

### (3) 報道機関との連携

テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力を得るとともに、都道府県広報紙、関係団体の機関紙の活用を図り、臓器移植推進に関する広報を実施する。

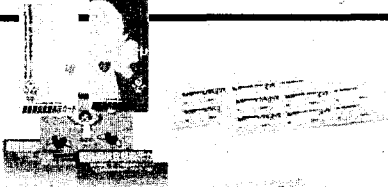
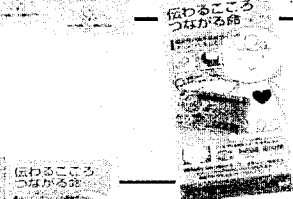
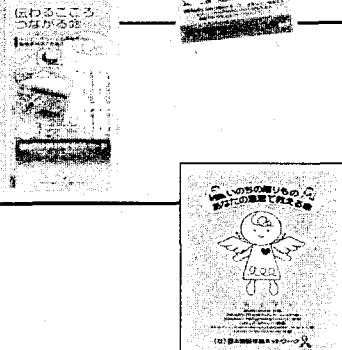



# 臓器の移植に関する法律（現行法）と改正法 比較表




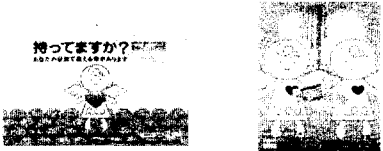
参考資料 1

		現行法	改正法	施行日
1	親族に対する優先提供	○当面見合わせる(ガイドライン)	○臓器の優先提供の意思表示を認める	平成22年 1月17日
2	脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、 家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと（現行法と同じ） 又は ○本人の意思が不明（拒否の意思表示をしていない場合）であり、家族の書面による承諾があること	平成22年 7月17日
	小児の取扱い	○15歳以上の者の意思表示を有効とする（ガイドライン）	○家族の書面による承諾により、15歳未満の方からの臓器提供が可能となる	
3	普及・啓発活動等	（規定なし）	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	
4	被虐待児への対応	（規定なし）	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	

# 主な普及啓発資材

参考資料 2

資料名 (平均的な 年間配布数)	画像	内容	設置・配布場所		閲覧・入手方法	
			自治体窓口、保健所、郵便局、免許試験センター、コンビニエンスストアに設置	移植病院、透析病院などの正会員施設に設置	HPでの閲覧	資料請求による入手
意思表示カード・シール (700万部)		本人の意思表示	○	○	○	○
リーフレット (900万部)		意思表示の方法を解説した簡易なパンフレット	○	○		○
意思表示カード封入セット (150万部)		郵便局、コンビニなど店舗設置用カード・シールセロハン封入セット		○	○	○
小冊子 (50万部)		主に中学生レベル・一般の方を対象とした解説書		○	○	○
手記のシリーズ think transplant (20万部/号)		移植者・臓器提供者などの手記(年2~3号) Vol. 11まで発行済			○	○
日本の移植事情 (3万部)		大学生など詳しい内容を知りたい人を対象とした解説書			○	○

資料名 (平均的な 年間配布数)	画像	内容	設置・配布場所		閲覧・入手方法	
			自治体窓口、保健所、郵便局、免許試験センター、コンビニエンスストアに設置	移植病院、透析病院などの正会員施設に設置	HPでの閲覧	資料請求による入手
絵本リーフレット (5,000部)		小学生レベルを対象とした組み立て式パンフレット			○	○
ニュースレター (13,000部)		移植希望登録者を対象とした各臓器ごとの移植の実績に関するデータをまとめたパンフレット			○	○
日本の移植事情 解説書 (500部)		「日本の移植事情」と、その内容に沿って解説できる画像と解説書をセットにしたもの				○
ポスター (2万部)		正会員施設、店舗やイベント会場などに掲示				○

その他:カード設置箱、小冊子設置箱、風船、啓発用ステッカー、グリーンリボンバッジなど





「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正（案）」  
について（概要）

## I 改正の内容

### 1 臓器提供に係る意思表示等に関する事項

#### (1) 臓器を提供しない意思表示等について

臓器を提供する意思がないこと又は法に基づく脳死判定に従う意思がないことが表示されていた場合には、年齢に関わらず、臓器を提供する意思がないことを表示した者からの臓器摘出及び法に基づく脳死判定に従う意思がないことを表示した者に対する法に基づく脳死判定は行わないこと。

#### (2) 知的障害者等の意思表示について

主治医等が家族等に対して病状や治療方針の説明を行う中で、患者が知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する者であることが判明した場合においては、年齢に関わらず、当面、その者からの臓器摘出は見合わせる。

### 2 遺族及び家族の範囲に関する事項

臓器の摘出の承諾に関して法に規定する「遺族」の範囲については、現行ガイドラインで定める範囲を維持するが、死亡した者が未成年であった場合には、特に父母それぞれの意向を慎重かつ丁寧に把握すること。

### 3 小児からの臓器提供施設に関する事項

① 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う施設であること

② 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること

を要件とし、現行ガイドラインで定める4類型に、日本小児総合医療施設協議会の会員施設を加える。

・大学附属病院

・日本救急医学会の指導医指定施設

・日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A項）

（注）A項とは、専門医訓練施設のうち、指導に当たる医師、症例数等において特に充実した施設。

・救命救急センターとして認定された施設

・日本小児総合医療施設協議会の会員施設

### 4 虐待を受けた児童への対応等に関する事項

#### (1) 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制

① 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること。

② 児童虐待の対応に関するマニュアル等が整備されていること。なお、当該マニュアルは、新たな知見の集積により更新される必要があること。

#### (2) 虐待が行われた疑いの有無の確認について

① 虐待の徴候が確認された場合には、児童からの臓器提供を行う施設においては、虐待対応のための院内体制の下で、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認すること。

- ② この結果、当該児童について虐待が行われた疑いがあると判断した場合には、児童相談所等へ通告するとともに、警察署へ連絡するなど関係機関と連携し、院内体制の下で当該児童への虐待対応を継続すること。
  - ③ その後、医学的理由により当該児童について虐待が行われたとの疑いが否定された場合についても、その旨を関係機関に連絡した上で、当該児童への虐待対応の継続の可否について検討すること。
- (3) 臓器提供を行う場合の対応
- ① 主治医等が家族に対し、臓器提供の機会があること等を告げようとする場合には、事前に、虐待防止委員会の委員等と情報共有を図り、必要に応じて助言を得ること。
  - ② 児童から臓器の摘出を行う場合には、施設内の倫理委員会等の委員会において、2及び3(1)の手続きを経ていることを確認し、その可否を判断すること。
  - ③ 施設内の倫理委員会等で、児童について虐待が行われた疑いがなく当該児童からの臓器摘出が可能と判断した場合であっても、検視等の手続が行われる場合には、捜査機関との連携を十分に図ること。

## 5 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項

主治医等が、患者の状態について、法に規定する脳死判定を行ったとしたならば、脳死とされうる状態にあると判断した場合（臓器の移植に関する法律施行規則（平成9年厚生省令第78号。以下「施行規則」という。）第2条第1項に該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する者を除く。）について、同条第2項各号の項目のうち第1号から第4号までのいずれもが確認された場合。）以後において、家族等の脳死についての理解の状況等を踏まえ、臓器提供の機会があること、及び承諾に係る手続に際しては主治医以外の者（臓器移植ネットワーク等の臓器のあっせんに係る連絡調整を行う者（以下「コーディネーター」という。））による説明があることを口頭又は書面により告げること。

## 6 臓器摘出に係る脳死判定に関する事項

法に規定する脳死判定の具体的な方法については、施行規則において定められているところであるが、さらに個々の検査の手法については、「法的脳死判定マニュアル」（厚生科学研究費特別研究事業「脳死判定手順に関する研究班」平成11年度報告書）に準拠して行うこと。

ただし、脳幹反射消失の確認のうち、鼓膜損傷がある症例における前庭反射の確認については年齢に関わらず、平坦脳波の確認における基本条件等及び無呼吸テストの基本条件等については6歳未満の者の場合において、「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」（平成21年度報告書）の該当部分に準拠して行うこと。

## 7 その他

脳死判定・臓器摘出の要件変更に伴う、関係規定の整備を行うこと。

## II 根拠規定 臓器の移植に関する法律

## III 施行日 平成22年7月17日

## 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）について（概要）

1 改正の内容

- ① 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）の改正により、15歳未満の者からの臓器提供が可能となることから、小児（6歳未満の者）に係る脳死判定基準について定めること。

（改正箇所：臓器の移植に関する法律施行規則（平成9年厚生省令第78号。以下「施行規則」という。）第2条）

- ② 法の改正により、臓器提供に係る本人意思が不明な場合に、家族の書面による承諾により脳死判定・臓器摘出が可能となること等から、脳死判定及び臓器摘出に関する記録について規定の整備を行うこと。

（改正箇所：施行規則第5条及び第6条）

- ③ 法の改正により、法附則第4条が削除されることに伴い、規定の整理を行うこと。

（改正箇所：施行規則附則第3条及び第4条）

2 根拠規定

法第6条第4項及び第10条第1項

3 施行日

平成22年7月17日